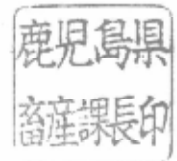


畜 第 3 6 8 号
令和元年6月25日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 様

鹿児島県農政部畜産課長



豚コレラ発生での疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等
について（通知）

日頃より、本県の家畜衛生対策の推進について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、令和元年6月24日付け元消安第994号により、農林水産省消費安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

岐阜県及び愛知県におけるこれまでの豚コレラ発生での拡大疫学調査チームによる現地調査によると、「長靴の履き替えや洗浄が不十分であった」こと、「手袋・作業着の交換が不十分であった」こと、「防鳥ネットの未設置、豚舎外壁への間隙や損傷等の野生生物の侵入防止対策が不十分であった」こと等、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことが指摘されているところです。

ついては、これらの調査結果を踏まえ、豚及びいのししを所有する傘下会員等に対し、本病ウイルスの侵入防止、万一の際の早期発見及びまん延防止に万全を期すため、改めて周知及び指導をよろしく願います。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

豚コレラ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodonoogyo/likusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 藏菌・平島

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599

元消安第994号
令和元年6月24日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ発生での疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について

平素より家畜衛生の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

岐阜県及び愛知県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成30年9月9日付け30消安第3033号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知に基づき対応いただいているところです。

しかしながら、これまでの発生での拡大疫学調査チームによる現地調査の結果をみると、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことが確認されています（別添1）。また、最近の事例でも「長靴の履き替えや洗浄が不十分であった」こと、「手袋・作業着の交換が不十分であった」こと、「防鳥ネットの未設置、豚舎外壁への間隙や損傷等の野生生物の侵入防止対策が不十分であった」こと等の指摘がなされています。

これらの調査結果を踏まえ、本病ウイルスの侵入防止、万が一の際の早期発見及びまん延防止に万全を期すため、別添2を参考に改めて周知・徹底いただきますようお願い申し上げます。なお、一般社団法人 日本養豚協会会長宛てにも同様の通知を发出していますので、農家への指導等は協力して実施していただくようお願いいたします。

また、農林水産省としては、発生が継続する状況が改善されるよう、飼養衛生管理向上の取組を一層推進する必要があると考えており、農場の取組に当たって参考となる情報（飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、ウイルス侵入防止対策のポイント等）を農林水産省のウェブサイト

（http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html）へ掲載しています。】

別添1

○拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査時の確認状況(※発生農家については順不同)

2019/6/24時点

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	
1. 人・車両等の出入り対策																												
長靴の履き替えや洗浄が不十分	●							●	●	●		●		●	●	●		●	●		●						●	
作業服着替え不十分、防護服・手袋未使用	●		●		●	●		●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		●	●	●			
立入車両の消毒が不十分	●							●		●	●				●		●					●						
重機、一輪車等の消毒が不十分		●						●		●					●	●			●		●	●				●		●
豚舎間を歩かせて飼養豚を移動	●	●				●		●	●	●									●		●					●	●	
人・車両点検の交差	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●			●	●	●		●		●			●	●	●		●
2. 野生動物侵入防止対策																												
野鳥の侵入				●	●		●		●				●						●		●							
野良猫の侵入、糞の飼養	●	●				●	●		●	●	●					●		●	●						●			
ネズミの侵入		●	●		●	●			●		●					●		●		●			●	●	●			●

飼養衛生管理基準（ウイルス侵入防止対策のポイント）

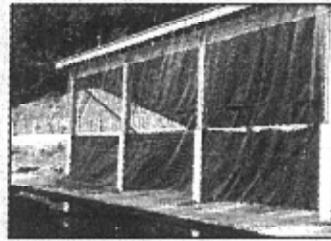
1. 野生動物侵入防止対策

畜舎周囲・農場外縁部の石灰散布



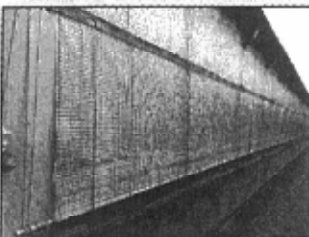
- 畜舎周囲・農場外縁部は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する
- 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



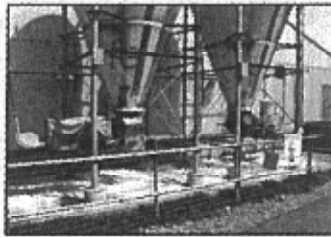
- 堆肥舎は、食べ残しの飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、ウイルスが持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる

畜舎における防鳥ネットの設置



- 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する
- 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する
- 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する

エサこぼし防止のための清掃消毒



- 野生動物を誘引しウイルスが持ち込まれる可能性があるため、こぼれ餌をこまめに回収する
- タンクの下に消石灰をまいたり柵を設置することも効果がある

- 農場周囲に、電柵やワイヤーメッシュなどの柵を設置する
- 場内の消毒及び畜舎周辺の除草や木の伐採により、野生動物が接近しにくい環境にする

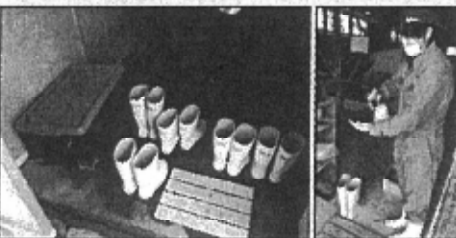
2. 人・車両等の出入り対策

入場車両の消毒徹底、専用服、靴の着用



- 出入り車両は動力噴霧器等で消毒する（併せて出入者の記録）
- 有機物を除去し、適切な消毒薬・希釈倍数で消毒する
- 農場出入口は、交差汚染防止のため、車両の長さの約2倍ほどの長さの消石灰帯を作る
- 立入者は衛生管理区域用の衣服及び靴を着用する（飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、区域内専用の足置きマットを準備し、区域内専用靴が車内で汚染するのを防止する）

畜舎専用の衣服及び靴への着替え、手指消毒



- 畜舎専用の衣服及び靴への着替え及び履き替え、手指の洗浄・消毒を実施する（特に、立ち入る頻度が高い分娩舎等は手洗いをこまめにする）
- 着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界帯を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする。

3. 豚舎内へのウイルス侵入防止対策

～ ネズミやカラスなどの野生動物の侵入により、衛生管理区域内も汚染している可能性 ～

- 豚の豚舎間の移動の際は、ケージ・リフトを使用する（使用前後は消毒する）。困難な場合は、移動ルートに消石灰を十分に散布する
- 飼料を畜舎外から畜舎内へ一輪車等で運ぶ際は、畜舎入口で一輪車等の車輪を消毒する
- 豚舎専用の長靴使用及び豚舎立入前のこまめな手洗いが必要

全農による消毒等の方法紹介動画

(<http://jacnet.zennoh.or.jp/boueki/index.html>)

消毒槽の準備方法

靴底消毒等に活用可能な消毒液の調整方法を紹介。希釈倍率が重要。



消石灰の散布方法

衛生管理区域等における消石灰の散布方法を紹介。ムラのない散布が重要。



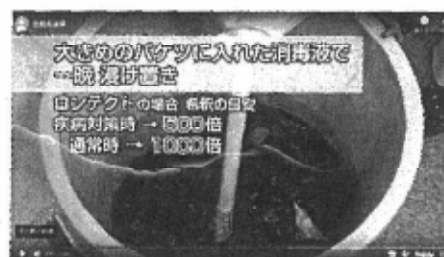
手指の消毒方法

手指のアルコール消毒の方法を紹介。手のひら等の消毒が重要。



衣類の洗濯方法

衣類を選択するときの消毒方法を紹介。衣類の消毒液への浸け置きが重要。



車両の消毒方法

車両の消毒方法を紹介。地面と接するタイヤ等の足回りの念入りの消毒が重要。

